

付 議 第 4 号

指導を要する教職員の取り扱いに関する規則の一部を改正する規則議案

指導を要する教職員の取り扱いに関する規則（平成20年高知県教育委員会規則第6号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第 号

指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

指導を要する教職員の取扱いに関する規則（平成20年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「臨時的任用職員又は非常勤職員」を「会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）又は臨時的任用職員（同法第22条の3第1項若しくは同法第26条の6第7項及び高知県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年高知県条例第58号）第9条第1項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員をいう。）」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

指導を要する教職員の取り扱いに関する規則の一部を改正する規則説明

1 改正の目的及び内容

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の施行により令和 2 年 4 月 1 日から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、指導を要する教職員の取り扱いに関する規則の規定中にある「非常勤職員」という文言を「会計年度任用職員」に変更する必要性が生じたため、同規則の一部を改正するものである。

新 照 表 対 照 表

新 旧 対 照 表  
 指導を要する教職員の取扱いに関する規則(抜粋)

(定義)  
 第2条 この規則において「教職員」とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。  
 (1)～(5) 略  
 (6) 会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。)又は臨時的任用職員(同法第22条の3第1項若しくは第26条の6第7項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和30年法律第125号)第3条第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員をいう。)でないこと。

2 略

(定義)  
 第2条 この規則において「教職員」とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。  
 (1)～(5) 略  
 (6) 臨時的任用職員又は非常勤職員でないこと。

2 略